

# ウィングス京都 目的利用団体登録について

当センターでは、あらゆる分野への男女共同参画の促進に関する活動を「目的利用」と呼び、施設をご利用の際にはあらかじめ登録をお願いしています。

登録を希望される団体は、以下をご確認のうえ、お申込ください。

## 1. 登録することができる団体

登録できる団体は、男女共同参画の促進につながる活動を行っており、かつ以下の要件をすべて満たす団体とします。

- (1) 責任者、会則が定められているなど組織体制が明確であること。
- (2) 構成人数が5名以上であり、当センターを年5回以上使用していること。また、1年以上継続して活動していること。
- (3) 営利活動、文化教室と見受けられる活動、特定の宗教を布教する活動、特定の政党を支援する活動等を目的としないこと。
- (4) 営利法人である場合、あらゆる分野への男女共同参画の促進につながる活動または、女性の自立と社会参画を推進する目的で活動している団体であることが、定款等で確認できることとする。

\* なお、申請内容が事実と異なっている等、センターの管理運営に支障があると判断した場合は、登録を取り消すことがあります。

## 2. 登録の申請

以下の資料を郵送、もしくはご持参ください。結果は郵送にてお知らせいたします。なお、記載内容につきまして、後日いくつかご質問させていただく場合がございます。

- (1) 別紙「目的利用団体登録申請書」
- (2) 会則、名簿（団体での役・氏名のみ）、活動実績など、活動内容の参考となる書類

\* ご提出いただいた資料はお返しできませんので、あらかじめご了承ください。

## 3. センター事業への参加

登録を受けたグループは、相互の交流を図るとともに、財団法人京都市女性協会が実施する男女共同参画の促進に関する事業に積極的にご参加ください。

## 4. 団体登録の特典

- (1) 一般のご予約に優先して、イベントホール・スポーツルームは6ヶ月前の1日から、その他の施設は3ヶ月前の当日（休館日にあたる場合各その翌日）から、それぞれ一般利用の方より1ヶ月前お申し込みいただけます。
- (2) 当センターにて開催される催しについて、チラシをお預かりした場合、一般の方に優先して配架いたします。
- (3) 希望される団体につきましては、一般の方に優先して当センター2階交流ロビーにあるグループロッカーをご利用いただけます。

(有料 ロッカー(大) 6,000円 ロッカー(中) 3,700円 各1年更新)

### お申し込み・お問い合わせ

〒604-8147 京都市中京区東洞院通六角下る御射山町262番地  
京都市男女共同参画センター ウィングス京都 総合窓口係  
Tel 075-212-7470 Fax 075-212-8014